

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 元禄期倭館請負屋と御免物貿易  |
| Sub Title        | The comission merchants of the Waegwan (倭館, Japan House in Pusan), and the private trade between Japan and Korea in 1693  |
| Author           | 田代, 和生(Tashiro, Kazui)  |
| Publisher        | 三田史学会   |
| Publication year | 2008  |
| Jtitle           | 史学 (The historical science). Vol.77, No.1 (2008. 7) ,p.1- 30  |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 論文  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20080700-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20080700-0001</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 元禄期倭館請負屋と御免物貿易

田代和生

はじめに

近世対馬藩による日朝貿易は、朝鮮政府を相手にする「封進」「公貿易」、朝鮮商人を相手とする「私貿易」の三形態からなる。このうち封進・公貿易は、品目・数量・交換率などが規定された官営貿易で、毎年一定の収益を見込めることから、対馬藩では年貢収入になぞらえた「所務」と称す<sup>(1)</sup>。また私貿易は、利益ある商品を相対で交換するもので、品目や数量などの規定はない。毎月三と八のつく日、倭館開市大庁で市が開かれることから、朝鮮側ではこれを「開市」という。すなわち「私貿易」という用語は日本側の、それも藩営貿易に限定した呼称で、近世初期から中期にかけての対馬藩では「御商売」と称することが多い<sup>(2)</sup>。

元禄期倭館請負屋と御免物貿易

こうした藩営の貿易以外に、倭館への渡航を許可された使節員、諸役人、あるいはその従者、商人、職人などが開市大庁へ出入りし、朝鮮商人と私的な貿易を行うことができた。運用されるのが個人資本であるため、貿易量は藩営の貿易に及ぶべくもないが、これも日朝貿易の一形態であることに相違ない。この貿易の名称は確定していないが、倭館へ輸送される物資が総て藩の認可（御免）を得ていたことから、一般に「御免物貿易<sup>(3)</sup>」と称されている。この御免物貿易に最も深くかかわったのが、請負屋である。請負屋とは、藩の許可を得て特定の物資の輸送や販売、あるいは倭館で使用する物を製造・販売し、その傍らで御免物貿易を営む商人である。御用商人というよりも貿易商人としての性格が強く、その源流をたどると中世以来対馬で貿易業に専念した特権商人「六

十人商人<sup>(4)</sup>」の活動と重なる。ただし請負屋の詳細は、系統だった史料が不足しており、加えて請負人や業種が激しく入れ替わることから、その存在すら正確に把握することが困難で、ましてや御免物貿易の実態を掴むことは至難の業といつてよい。請負屋の構成員、御免物貿易の仕組みも含め、その具体像はまだほとんど解明されていないのが現状である<sup>(5)</sup>。

ところで天和三年(一六八三)、倭館の秩序維持を規定した「癸亥約条」が対馬・朝鮮間で締結され、とりわけ対馬藩は倭館市場及び渡航者の統制を朝鮮側から強く迫られることになった。そこで翌年の貞享元年(一六八四)藩内の有力商人一〇名を「商売掛」(後の元方<sup>もとかた</sup>役)に任命し、従来、代官が行ってきた私貿易業務の総てをここに一任することになった。いらい正徳元年(一七一

一)、勘定方に別代官が設置されるまでの二六年間、私貿易は商売掛を中心に運営されることになる<sup>(6)</sup>。この商売掛設置に付随して、日朝貿易に関連した諸種の業務が藩の統制下にはいり、同時に倭館渡航者の統制も進められた。その主な対象となったのが、御免物貿易に深くかかわった請負屋である。これまで比較的ゆるやかだった請負屋の選定は、条件次第で認可を取り消されたり、ある

いは市場へ持ち込む物資の種類・数量・価格までが厳しく制限されるなど、請負屋の活動が商売掛の私貿易業務に支障をきたさないよう、様々な規制措置が講じられていった。

請負屋対策の一環として、商売掛が設置されてから一〇年目にあたる元禄六年(一六九三)、『諸請負御免<sup>(7)</sup>控』(墨付表紙とも一五丁)という小冊子が藩内で作成された。これを作成した役所名は不明だが、内容からみて当該年の請負屋の全体像を把握すること、とりわけ「元方<sup>かた</sup>」と称す御免物貿易への元手資本の貸付状態を明確にすることを目的に記録されたとみられる。請負屋の認定は、申請書類に書き出された諸条件を鑑みて個別交渉で可否が決まることから、藩としてはある時点で請負屋の一覧簿を作成しておく必要に迫られたと考えられる。記録が作成された元禄六年という年は、商売掛の活動が軌道に乗り、大量の物資が日朝間で行き交っていた年にあたる。商売掛の私貿易帳簿も現存することから、これと御免物貿易の内容を比較検討することが可能となる。

そこで本稿では、まず御免物貿易に従事する日本側の人員構成について触れたうえで、請負屋の全体像を『諸請負御免控』の分析を通じて考察する。ここではとくに

藩が認可した二二件の請負屋の業種名とその特徴、請負人名から伺える特権商人の存在と共同出資の形態、御免物貿易に適用された元方（元手）貸付制の実態と御免物貿易の規模などを明らかにしていきたい。

註

(1) 田代和生『日朝交易と対馬藩』（創文社、二〇〇七年）一九四頁。

(2) 『増正交隣志』卷之四「開市」、宗家文書『当時公貿易并朝鮮御商売御利潤銀凡考之積帳』、同『朝鮮公私貿易総差引取調』（国立国会図書館所蔵）など書名の表題からも知ることができる。なお、封進・公貿易・私貿易の詳細は、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）に詳しい。

(3) 「御免物貿易」の用語は、早くも昭和十三年（一九三八年）和田篤憲「対馬藩の朝鮮貿易と嚴原港」（『港湾』一〇巻三号）一〇四―一〇五頁にみられる。ただしここで触れられている御免物貿易は、幕末期のものである。なお対馬藩でいう「御免物」の実体は複雑であり、御免物Ⅱ貿易品であるとは限らないことから注意を要する。たとえば倭館での生活必需品、生活物資購入用の日本の銀貨幣（御免銀）、倭館精勤者への褒賞、朝鮮側の訳官や役人への音物（進物）・褒賞・賄賂に至るまで、藩が搬入・搬出を認可した物資はすべて御免物と呼ばれる。これらは国際間の市場取引を目的に倭館へ搬入・搬出され

元禄期倭館請負屋と御免物貿易

る御免物と明らかに性格を異にしている。

(4) 「六十人商人」については、前掲註(2)田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』補論一、貿易商人「六十人について」、を参照。

(5) 請負屋、および御免物貿易について触れた研究は少なく、管見の限り前掲註(3)和田篤憲論文以外に、請負屋の種類について触れた田代和生『倭館』（文藝春秋社、二〇〇二年）一五〇―一五一頁のみである。

(6) 癸亥約条および商売掛（元方役）による私貿易の統制の詳細は、前掲註(2)田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』第九章、元方役の設置と私貿易の藩営化、を参照。

(7) 宗家文書、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵。

### 一、御免物貿易の参加者

倭館における御免物貿易は、商人のみならず武士階級までも参加を認められていた。近世初期には対馬島主宗氏が朝鮮政府と約定した歳遣船でさえ、利権を一艘五人前に分割し、土地のかわりに家臣団へ付与する使船所務権なるものが存在していた。<sup>(1)</sup> 寛永十二年（一六三五）これまで宗氏勢力を凌いでいた重臣柳川氏が失脚し、その影響によって島内政治の統一化がはかられ、日朝貿易の藩営化がいつきに進むことになる。これ以降、武士階級

の個人的利権の範圍は大幅に縮小されていったが、それとても決して皆無になつたわけではない。

元禄期ごろの藩政のありかたについて批判した「賀島兵介言上書」<sup>(2)</sup>に、対馬藩の上級士族である馬廻が、御免物貿易によつて扶持分を補つていた現状をつぎのように記している。

殿様（宗義真）御小身に被成御座候而、以前より御家中之侍他国へ御出し不被成被召抱候故、御扶持人年々に増し、只今之御分限にて、後々に至而は悉御抱被成儀難成筈に御座候……（中略）其後御馬廻中より訴訟仕候而御許を得、延宝四年朝鮮より雜穀を買寄せ商売仕、毎歳最合之分を雜穀商之利にて取、又天和元年之正月、最合之分を何れも高に御加へ、御加増に被成下、（中略）最合之儀始は旅に被召使候時計り被下御定に御座候処に、何角訴訟致し、常には不被下法之俸禄を私に商売仕、其利潤にて各分ち取候段、士に不似合仕方にて御座候、

（傍線引用者、以下同）

これによると、馬廻の者は延宝四年（一六七六）朝鮮の雜穀商売を許可され、天和元年（一六八一）にはその利益分を「最合之分」に入れることによつて石高加増の恩

恵にまで浴していたとある。対馬藩は寛文期（一六六〇年代）に参勤交代の旅費など藩士たちの臨時金入用に備えて、資金積立のための「最合方」<sup>(3)</sup>を設置し、その原資を藩内の物成によつてまかなつてきた。天和期にこの原資の一部が雜穀商売の利益で補充されるようになり、本来は最合方で積立られるべき物成分を、個人の石高へ加算する仕法が定着したものである。賀島兵介がこのような馬廻による雜穀商売を「私に商売仕」「士に不似合仕方」などと批判したのは、これが武士による御免物貿易に他ならなかつたためである。

馬廻衆以外の御免物貿易についても、賀島兵介は次のように記述している。<sup>(4)</sup>

以前は町人を朝鮮御代官に、七、八人、十人程宛毎度被召使、耆人前に五十貫目・三十貫目程宛まうけ候、其者共に付渡候者迄、其影にて分に相応之小利を得、或は札を買罷渡候者、或は御送使之僉官に付渡候者も、御代官共より御商売之代物を買掛、又御免之商物も持渡、心安く商売仕、面々利を得、各夫躰之者は袋米之御免有之、又朝鮮へ不渡者は、御家中町中を受、各似合之商売仕過候……

ここにいう「以前」とは、先述した貞享元年（一六八

四) 商売掛の活動が始まる以前のことである。これによると朝鮮貿易にとりわけ関係あるのが、①町代官、②札を買取る者、③送使僉官せんかんの従者、の三種をあげている。

このうち代官とは藩営貿易(官営・私貿易)の専任官のことで、士分と商人の中から選抜される。開市日に自由の開市大庁へ出入りできることから、御免物貿易に深くかかわる役職である。たとえば寛文十一年(一六七一)、「倭館壁書」に書き出された代官の職務規程につきのようにある<sup>(5)</sup>。

一、代官之者共從此方申付置候商売、無油断可相勤候、自然脇々より縁取を以売買の指引頼候共、私ニ其馳走無用之事、

代官は役目から、此方(藩営)の商売に専念すべきところ、現実には縁者らから依頼された「売買の指引」、すなわち個人的な貿易に荷担するところが多いとある。

こうした弊害は、士分よりも商人層から選ばれた町代官の方が顕著だった。さきの賀島兵介の言葉に、町代官は一人で銀三〇貫目(金六〇〇両)〜五〇貫目(金一〇〇〇両)もの巨額の利益をあげていたとあるが、こうした貿易利潤の商人への横流れを防ぎ、藩庫への吸収システムを確立させたのが私貿易専従官としての商売掛の設

置に他ならない。これを契機に町代官の貿易参加はかなり縮小されたが、依然として②札を買取る者、③送使僉官の従者、による御免物貿易は盛んであった。

かれらは倭館への渡航を許可された証拠として「札」を持参しなければならぬ。このうち②は藩へ運上(税)を払って札を入手する請負屋のこと、また③は送使僉官(使節員)の使用人で、「加札」を持って渡航する者たちである。加札は、本札を持つ者が申請して発行してもらうが、時としてそれが御免物貿易に参加する手段に利用されることがある。かなり後年のことであるが、元文三年(一七三八)家老杉村采女は組頭と町奉行へ宛てた書付のなかで、加札要請の真の目的が御免物貿易への参加にあると指摘している<sup>(6)</sup>。

近年僉官中留館役人中より、召仕之上下不足ニ有之、差支候由ニ而加札之儀願出、無拋差免候、然処右之者共手前二者不召置、勝手次第致侘宿守、自分之経営商売等いたし、其為ニ加札ニ而罷渡候段相聞、主人々々之召使用ニ無之段承之候付、向後加札之儀者決而不被指免候間、可被得其意候、

右にいう「自分之経営商売」が、御免物貿易を指していることは明らかである。このとき加札を申請したのが

「僉官中留館役人中」、すなわち僉官だけでなく倭館に滞在する多くの役人たちだったという点も注目される。十八世紀になっても、彼らの倭館市場への参加志向は決して衰えていかなかったことが分かる。

ただし馬廻や僉官たちの行う御免物貿易は、本業でないことを考慮すると、規模はさほど大きくなかったと推測される。御免物貿易の中心は、やはりそれを目的に札を入手していた請負屋であったことはいうまでもない。請負屋は「請内」とも称され、倭館の居住者に必要な物資やサービスを提供するため館内に店舗をかまえたり、あるいは藩の委託を受けて特定の物資の調達・輸送・販売などに従事する商人である。請負屋の目的は、倭館への渡航権を得て御免物貿易を営むことにあるが、通常の御免物が規定の船賃払だけで済むところ、請負品は別途定められた運上を藩へ納入しなければならぬ。しかしいったん請負品が認可されると、その品は他商人による取引を制限され、一種の専売制による利益の独占化をはかることができた。

請負屋に定員はないことから、渡航札の発行数も年によって大きく異なる。天和元年（一六八一）の記録に、

町中江被差許候朝鮮渡海之札五十枚之儀、当年より

御免不被成候事、

とあり、このころ対馬府中の「町中」宛に朝鮮渡海札が五〇枚も発行されていたことが分かる。「当年より御免不被成」とあることから、以後、町を単位とする渡航札の発行から、個人申請に応じた渡航札に切り換えられたことが分かる。この二年後に商売掛が設置されるが、これを契機に請負屋の数が減らされた兆候はみられない。請負屋に支給された渡航札は、加札を含めると宝永元年（一七〇六）で八四枚、元文四年（一七三九）で七三枚ほどが確認できる。対馬藩はこれほど多数の請負屋をどのように調整し、藩営貿易との競合関係を回避しながら有利な貿易経営を展開できたのか。つぎに請負屋の具体的な活動内容から、この点を明らかにしていきたい。

註

(1) 使船所務権は、一種の特権知行として中世以来対馬の家臣団に宛行われていた。詳しくは田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）一〇二―一〇七頁。

(2) 『日本経済叢書』巻二六、二五頁。

(3) 「最合」とは、金を共同出資するという意味の「もやい」からきている。「最合方」については、森山恒雄「対馬藩」（『長崎県史』藩政編、吉川弘文館、一九七三年）

八八五〜八八六頁、九四四〜九四六頁を参照。

(4) 『日本経済叢書』巻二六、三四頁。

(5) 『長崎県史』史料編第二、五六〇頁。

(6) 宗家文書『類聚書抜』十一四(加札相止候事)元文三年

八月十二日条(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、記録類II、朝鮮関係Q)。

(7) 「小間物請内願書」(宗家文書『国元・表』毎日記)貞

享四年十一月十二日条)などと記されている。また天和二

年(一六八二)倭館請負制に倣って藩内商人も請負屋が定

められるが、これを「町方うけない」と称している(「賀島

兵介言上書」『日本経済叢書』巻二六、一一〜一三頁)。

(8) 宗家文書『国元・表』御在国毎日記』天和元年二月一

日条(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。

(9) 宗家文書『分類紀事大綱』附録二(和館諸請負覚書)

(国立国会図書館所蔵)。

## 二、請負屋名と請負人名

これより、先述した史料『諸請負御免控』(元禄六年)の記載内容を検討したい。まずはじめに、元禄期請負屋の名称と請負人名について触れておきたい。表1は、史料に登場する二二件の請負屋名と請負人を、請負を開始した年度順に並べたものである。年度は判明するもの

だけを記載したが、不明のなかには最古の貞享元年(一六八四)以前から開始していたものも含まれる。

表1にみられるように、請負屋は扱う品目ごとに名称がつけられている。それも「白麦・大豆」「木綿子実まわね・しき」のように複数の物名を並べる場合もあれば、「三俵」「新三俵」のように扱う数量(白米三俵)をそのまま名称としたものもある。請負屋が個人名義ではなく業種ごとに書き出されているのは、運上やその他の条件が扱う品目によって異なるためである。藩への申請も請負業一件ごとに行われ、業種単位の認可制であったことが分かる。

個人名の右の「六十人」と「役職・その他」欄は、請負屋の出自と商人としての性格をみるためのものである。これによると中世以来の家柄を誇る「古六十人家」はもちろんのこと、当時の貿易特権商人「六十人」出身者がかなり多く含まれているが、これこそ倭館請負屋の最大の特徴といえる。すなわち請負屋は、対馬商人のなかでもトップクラスに属し、日朝交易にかかわり深い富裕商人層によって構成されていたことは間違いない。役職欄をみると、町代官の歴任者だけでなく、商売掛(元禄九年元方役に改名)の就任者も多く含まれている。とくに



表1 倭館請負屋名と請負人名—元禄6年(1693)時点

請負開始年順

| 請負屋名(22件) | 請負開始年      | 請負人名(37名)  | 六十人            | 役職・その他                                 | 宝永期(1700年代)                           |
|-----------|------------|--|----------------|--|---------------------------------------|
| ○細物       | 貞享元年(1684) | 久井伊左衛門<br>阿比留武兵衛<br>田中六右衛門                       |                | 元方役(元禄9年)<br>朝鮮町代官 商売掛<br>(元禄8年)<br>質屋 | 権藤元之助 多田伊兵衛<br>橋辺市郎兵衛 脇田判助<br>→田中六右衛門 |
| ○薬種       | 貞享元年(1684) | <del>住永与右衛門</del><br>間永甚右衛門                      | 六十人<br>古六十人家   | 朝鮮町代官                                  | <del>住永与右衛門</del><br>串崎仁右衛門           |
| 鴨         | 貞享4年(1687) | 竜井重左衛門<br>棧原惣七<br>田原善蔵                           | 古六十人家          | 朝鮮町代官                                  |                                       |
| ○蜜蝋       | 貞享4年(1687) | 間永甚七郎<br><del>間永仁左衛門</del>                       | 古六十人家<br>古六十人家 | 町手代 別町代官                               | 小松原種右衛門<br>橋辺正吉                       |
| 馬箸        | 貞享4年(1687) | 大東賀左衛門<br><del>小嶋勘介</del>                        |                |  |                                       |
| ○紺屋       | 元禄元年(1688) | <del>金子三郎兵衛</del><br>大庭五郎右衛門                     | 六十人            |  | 斎藤惣左衛門<br>春田五郎右衛門                     |
| ○於胡       | 元禄元年(1688) | 串崎治兵衛<br>橋辺又右衛門                                  | 古六十人家<br>古六十人家 | 商売掛(元禄5年)                              | →串崎治兵衛<br>高木兵左衛門                      |
| ○木綿子実・しき  | 元禄元年(1688) | <del>間永仁左衛門</del><br>長曾根茂左衛門                     | 古六十人家<br>六十人格  |  | →間永仁左衛門<br>→長曾根茂左衛門                   |
| 繰綿子       | 元禄元年(1688) | 豊増右衛門<br>中雄宇兵衛                                   | 六十人            |  |                                       |
| 三俵(白米)    | 元禄元年(1688) | 諸岡助左衛門<br>斎藤与七右衛門                                | 古六十人家          | 通詞<br>朝鮮町代官                            |                                       |
| 新三俵(白米)   | 元禄2年(1689) | 森田太兵衛<br>早田次左衛門                                  |                |  |                                       |
| ○黄楊木      | 元禄2年(1689) | 木寺茂兵衛<br>関岡庄右衛門                                  | 六十人            |  | 石橋茂兵衛<br>→関岡庄右衛門                      |
| ○牛角       | 元禄6年(1693) | 小田茂左衛門<br>古藤利兵衛                                  | 古六十人家          |  | 萩六三郎                                  |
| ○糺屋       | 不明         | <del>市橋四郎右衛門</del><br>塩鶴伊右衛門                     |                |  | <del>飯束市右衛門</del>                     |
| ○酒屋       | 不明         | 飯束市右衛門<br><del>市橋四郎右衛門</del>                     | 六十人格           | 町八人役                                   | <del>飯束市右衛門</del><br>→市橋四郎右衛門         |
| ○米結縄      | 不明         | 服部仁兵衛  | 古六十人家          |  | →服部仁兵衛                                |
| 木綿すこり     | 不明         | 橋辺伊右衛門<br><del>諸岡勝左衛門</del><br><del>金子三郎兵衛</del> | 古六十人家          | 朝鮮町代官                                  |                                       |
| 價布指帆      | 不明         | <del>諸岡勝左衛門</del><br><del>金子三郎兵衛</del>           |                |  |                                       |
| ○胡麻       | 不明         | <del>住永与右衛門</del><br>橋辺三郎左衛門                     | 古六十人家          | 朝鮮町代官<br>朝鮮町代官                         | <del>住永与右衛門</del><br>→橋辺三郎左衛門         |
| 紬截合       | 不明         | 井手惣左衛門   | 古六十人家          |  | (元禄11年中止 井手熊之允)                       |

|        |    |                |  |            |                        |
|--------|----|----------------|--|------------|------------------------|
| ○白麦・大豆 | 不明 | 大東清右衛門         |  | 元方役(元禄14年) | (白麦のみ)小嶋藤右衛門<br>小田利佐衛門 |
| 鯉節     | 不明 | 小嶋勘介<br>山城八左衛門 |  |            |                        |

出典：宗家文書『諸請負御免控』（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）

人名のアミかぶせは、同一人の重複請負。

○印 →印 宝永期(1700年代)同一請負が確認されるもの(宗家文書『分類紀事大綱』附録2 国立国会図書館所蔵より)。

役職・その他は宗家文書『朝鮮江被召使候役々』（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）ほか参照。

於胡請負屋の橋辺又右衛門は、元禄五年(一六九二)に商売掛に就任<sup>(2)</sup>しているが、元禄六年時点でも請負屋を辞めておらず、したがってこの頃は商売掛と請負業の兼務が可能であったことを物語っている。かれらは藩の貿易業務に直接かかわることから、開市の状況や貿易品の調達・販売ルートにも精通しており、この利点を個人的な御免物貿易に応用して多くの利益を得ていたものと解される。

表1に書き出された請負人の延人数は四四人だが、このうち人名にアミかぶせした間永仁左衛門・小嶋勘介・金子三郎兵衛・市橋四郎右衛門・住永与右衛門・諸岡勝左衛門の六名は二業種以上を兼業しており、この重複分を除くと三七名の請負人名を確認することができる。請負業二二件に対して延べ四四人の者がかかわっているということは、ほとんどの請負屋が二名以上の共同出資の形で運営されていたことを示している。請負屋は個人業であることから、資本力はもとより物品の調達・販売ルートの確保も藩営の私貿易に及ぶべくもない。加えて輸出入品は相場の変動が激しく、品目によっては安定した利潤を長期にわたって維持できない場合も多い。そこで請負屋は共同出資の形をとることによって、リスクの分散化を図ったのではないかと考えられる。パートナーには、同程度の資本力を持つ者を選定していたと想定されるが、これ以外にも六十人商人同士に巡らされた複雑な姻戚関係を利用していた節がみられる。表の場合でみると、大東・間永・橋辺・諸岡といった同姓以外に、橋辺家と久井伊左衛門・阿比留武兵衛・大東清右衛門が姻戚関係にあること<sup>(3)</sup>、また金子三郎兵衛と諸岡勝左衛門は姓は異なるが兄弟であること<sup>(4)</sup>も、共同出資と何らかの関係があるとみてよいだろう。金子・諸岡兄弟の組み合わせは、價布指帆と木綿すこり(いずれも木綿関係)の二件の請負屋に共通しており、この両名の請負屋としての活動は後述する天和三年(一六八三)

にも確認されるところである。

請負屋名の左側に付した○印は、一〇年以上後の宝永期（一七〇〇年代）の記録<sup>5)</sup>によって存続していることが確認できる業種である。これによると元禄期請負屋二二件のうち一三件、つまり半数以上の請負業が継続していたことが分かる。これらの請負業は、御免物貿易によって得られる収益が高く、かつ安定していたものと考えられる。さらにその業種を誰が請け負っていたかを示したのが右端「宝永期」の欄で、↓印が元禄期と同一人物による請負である。○印の業種一三件のうち、まったく異なる人物に入れ代わったのが蜜蝋・紺屋・牛角・糍屋・白麦の五件である。安定した請負屋を手放す理由は様々であろうが、請負人が元方役などより上級職への就任を契機に交代した例がいくつみられる。残り八件は新たな人材を加えながらも、ともかく同一業種・同一人による請負が継続していたことを意味している。一一年後も同じ請負業を営んでいるのは、田中六右衛門・串崎治兵衛・間永仁左衛門・長曾

表2 天和3年(1683)の倭館請負人

(3月～5月申請 16件分)

| 請 負 品 (20種) | 請 負 人 名 (28名)        |
|-------------|----------------------|
| 公木          | 木寺儀左衛門 梶山平左衛門 木寺儀兵衛  |
| 公木 三生       | 白水甚左衛門 棧原僧左衛門        |
| 公木          | 棧原惣兵衛                |
| 狸皮 狐皮       | 井手孫右衛門               |
| 狸皮 狐皮       | 住永五郎左衛門 大東長次郎 小田左左衛門 |
| 唐絵          | 諸岡勝左衛門               |
| 胡桃子         | 松本惣兵衛 内田甚左衛門         |
| 紺屋 桶屋       | 金子喜右衛門 川口源右衛門        |
| 酒屋          | 加瀬治兵衛 小西庄右衛門         |
| 大紋無 羅紬 路州紬  | 庄司三郎兵衛 串崎次兵衛 大東孫次郎   |
| 布苔          | 岩佐作左衛門 飯田孫兵衛         |
| 鍬鉦          | 長曾根久兵衛 井手市左衛門        |
| 市賄銀 油 蠟燭    | (記載なし)               |
| 木わた         | 古藤利右衛門               |
| 丹木          | 飯田長右衛門               |
| 黄糸織         | 金子三郎兵衛 棧原惣兵衛         |

出典：宗家文書『(国元)毎日記』(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)

天和3年3月9日・3月15日・5月25日条

根茂左衛門・関岡庄右衛門・飯東市右衛門・市橋四郎右衛門・住永与右衛門・服部仁兵衛・橋辺三郎左衛門の○名である。これと逆に元禄期請負人が、宝永期に業種を変えて請け負っているケースは皆無である。このことはこの時期の請負業と請負人の組み合わせが、ある程度

固定化していたこと、しかもそれが一〇年以上の長期にわたって存続していたことを明らかにしている。

では、こうした傾向はいつ頃からみられるのか。元禄期から遡って一〇年前の請負屋と比較してみよう。表2は、天和三年（一六八三）三月～五月に藩へ提出された一六件の請負屋申請書<sup>6</sup>によって確認できる二八名の請負人である。このうち元禄期の人名と重なるのは僅か二名（金子三郎兵衛と諸岡勝左衛門）のみで、それも請負の内容がまったく異なっていることが分かる。天和三年という年は、商売掛が活動を開始する前の年に当たる。天和期から元禄期にかけての不連続性の原因が、商売掛設置とどのような因果関係があるか。つぎに請負品の変化から、この点を考察してみたい。

#### 註

(1) 六十人の家系については、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）補論一貿易商人「六十人」について、荒木和憲『中世対馬宗氏領国と朝鮮』（山川出版社二〇〇七年）第四章中世対馬の経済構造と朝鮮貿易、を参照。

(2)(3) 前掲註(1)田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』二三五～二三六頁所収、元方役就任一覧、および橋辺家系図、参照。

(4) 宗家文書『(国元・表) 毎日記』延宝七年一月二日条（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）初御目見得の町人中に「金子三郎兵衛弟諸岡勝左衛門」とある。

(5) 宗家文書『分類紀事大綱』附録二（国立国会図書館所蔵）（和館諸請負覚書）。この覚書は年代不明だが、書込年代に宝永改元前の「元禄十七年」とあること、元禄十六年（一七〇三）に認可（宗家文書『支配方毎日記』宝永二年二月七日条）される「餅まんぢう飴朝鮮にて拵商買仕候請負」が活動していること、さらに宝永期の「倭館」館守日記から請負人名と業種の一致がみられることなどから、ほぼ宝永期（一七〇四～一七〇九年）のものかと判断してよいだろう。

(6) 宗家文書『(国元・表) 毎日記』天和三年三月九日条。

### 三、請負品の種類と変化

元禄期請負屋が扱った請負品の種類を、業種別に書き出してみると次の通りである。

- 1、製造・販売業……糶屋・酒屋・紺屋
- 2、物品請負業……細物・薬種・米結縄・於胡・胡麻・蜜蝋・黄楊木・牛角・白麦・大豆・鴨・白米・繰綿子・價布指帆・馬箸・紬截合・木綿すり・鯉節・木綿子実・しき

これらの業種は、いったん請負が認定されると他商人による倭館での取扱を禁じられ、いわば請負屋による専売となる。

1の製造・販売業のうち、<sup>こまもの</sup>糶屋と酒屋は一種の鑑札をもった商人が、倭館で開業している。倭館では味噌・醤油を館ごとに自家製造して使用することが多く、それらの原料となる糶は必需品である。また倭館住民が総て男性であり、外交儀礼が連日のように行われるといった特殊事情を考慮すると、酒の需要は糶以上といえる。開業には営業税(「居銀」と称す)を運上銀として藩に上納するが、元禄期の場合、糶屋二二五匁、酒屋四三〇匁と、やはり酒屋のほうの利益が大きいと見込まれている。糶は酒の原料でもあることから、両者の兼業や入れ替えがよくみられ、それも同一人による長期的な請負が多い。<sup>1)</sup>

紺屋は、倭館で大量に扱う木綿物の藍染を請け負う。請負開始年は元禄元年(一六八八)とされているが、後述するように別の請負人がこれ以前にも倭館で開業しており、常設店舗のひとつと考えられる。元禄期の場合、運上銀(染物一〇〇反ニ付銀二五匁)のほか、水夫の着物一〇〇反分を染めて運上代わりに上納することが請負条件になっている。紺屋請負人の一人、金子三郎兵衛は

対馬府中に紺屋業を開店していることが延宝四年(一六七六)の『町屋敷帳』<sup>2)</sup>によって確認される。しかも金子は、倭館では紺屋以外に木綿すこり・價布指帆(木綿帆)といった木綿関連の請負人も兼ねており(前出表1参照)、さらに次章で明らかにするように公木(朝鮮木綿)二束を「元方」(資本)用に藩から借用し、これを染色して倭館や国内で販売することを許可されている。紺屋は木綿業との兼業で営業することが多く、この場合も実態は木綿商人であると考えられる。

2の物品請負業のなかで、<sup>こまもの</sup>細物(小間物)と薬種は複数の品目を扱う。両請負とも請負開始年は商売掛が設置された貞享元年(一六八四)で、これが創設年でもある。このうち細物請負は、商売掛の下請負のような位置にあつて、倭館で使用する音物(贈答品)と、私貿易の輸出用細物を一手に扱うなど、物品請負業のなかで最大の商いを展開している(第五章参照)。細物の種類は、実に種々雑多である。後年の記録『細物諸色直段帳写』<sup>3)</sup>によると、三八九品目もの細物の種類と価格が書き出されている。品目の範囲は、工芸品、家具、食器、食品、嗜好品、書籍、文具品、薬品、織物、装身具、遊芸品、日用雑貨、植物も含む。そのほとんどが上方で調達されたも

表3 薬種品目

(100斤ニ付)

| 請負薬種                 |     |     |     |     | 運上銀  | 船賃銀  |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 附子                   |     |     |     |     | 100匁 | 300匁 |
| ○甘草                  |     |     |     |     | 50匁  | 150匁 |
| ○遠志 ○山茱萸 ○五味子 木香 縮砂  |     |     |     |     | 20匁  | 100匁 |
| ○黄芩                  |     |     |     |     | 50匁  | 50匁  |
| ○黄芪 ○澤瀉 ○知母 ○山查子 ○川芎 |     |     |     |     | 20匁  | 50匁  |
| 白蓮                   | 白芷  | 白朮  | 枸杞  | 地黄  | 連翹   | 20匁  |
| 柰子                   | 威靈仙 | 獨活  | 升麻  | 山歸來 |      |      |
| 白芥子                  | 扁豆  | 神曲  | 莪朮  | 赤芍藥 |      |      |
| 防風                   | 天門冬 | 地榆  | 三稜  | 麥門冬 |      |      |
| 天麻                   | 薄荷  | 香附子 | 吳茱萸 | 車前子 |      |      |
| 荊芥                   | 阿膠  | 青本  | 前胡  | 當歸  | 蒼朮   |      |
|                      |     |     |     |     |      |      |

ので、箱詰めにして一度に箱二〇箇〜三〇箇、多いときで五〇箇以上、対馬府中経由で倭館へ輸送される。<sup>(4)</sup> 薬種は、藩の専売品である朝鮮人参を除いた諸薬種類

元禄期倭館請負屋と御免物貿易

を対象とする。倭館が置かれている釜山は、薬草地帯である慶尚道に属し、薬材の集積地として名高い大丘にも近く、諸薬種を安く購入できる条件にある。<sup>(5)</sup> 元禄期請負屋が選定した諸薬種類は、表3に示した四五種類である。薬種ごとに運上額と船賃銀が設定されているが、他品と比較してかなり高額で、それだけ利益のある請負品といえる。ただし諸薬種は、朝鮮人参のような朝鮮特産ではないことから、長崎貿易で扱う中国産薬種と競合関係にあり、この影響で請負屋の扱う薬種の種類は常に大きく変動する。表中○印を付した甘草・遠志・山茱萸・五味子・黄芩・黄芪・澤瀉・知母・山查子・川芎の一〇種は、元禄十六年（一七〇三）請負品目を縮小したときも継続して選定された薬種で、<sup>(6)</sup> これらは輸入量・価格とも安定した品種とみなされる。

つぎに請負人と同様、請負品目の時期的な変化を見てみよう。表4は、②元禄六年（一六九三）を中心に、それより前後一〇年（①天和期・③宝永期）で請負種目がどのように変化したかを比較したものである。上段の製造・販売業のうち、①②③いずれの時期にも存在する酒屋と紺屋は、倭館の常設店舗とみなして良い。また糶屋は②③の時期に共通しており、長期にわたる請負が継続

表4 請負種目の比較

| 請負業種   | ①天和3年(1683) 計20種  | ②元禄6年(1693) 計23種   | ③宝永期(1700年代) 計30種  |
|--------|---|--|--|
| 製造・販売  | 酒屋 紺屋 桶屋<br>(3種)  | ●糶屋 ○酒屋 ○紺屋<br>(3種)  | 糶屋 酒屋 紺屋 豆腐屋<br>餅・饅頭・飴(菓子屋) (5種)   |
| 物 品    | 公木(3件) 市賄銀 三生<br>鎌鋌 丹木 狐皮(2件)<br>狸皮(2件) 大紋無<br>羅紬 路州紬 唐絵<br>胡桃子 布苔 油<br>蠟燭 木わた 黄糸織<br>(17種) | ●細物 ●葉種 ●米結繩<br>●於胡 ●胡麻 ●蜜蠟<br>●黄楊木 ●牛角 ●白麦<br>大豆 鴨 白米(2件)<br>繰綿子 價布指帆 馬箸<br>紬截合 木綿すこり 鯉節<br>木綿子実 しき (20種) | 細物 葉種 米結繩 おご<br>白胡麻 蜜蠟 黄楊 牛角<br>白麦 牛皮 塗皮 五倍子<br>干和布 せくせくだん 醤油<br>びいどろ細工 いりこ 糸ご<br>古切綿子 木実油 キ蠟<br>(21種) |
| 館内サービス | —   | —  | 修理大工 畳表がへ<br>茶碗竈屋守 僉官屋守 (4種)   |
| 備 考    | 3月～5月申請分  | ◎ ①③と重複 ● ③と重複   |  |

出典：①『(国元) 毎日記』天和3年3月～5月条。②『諸請負御免控』。③『分類紀事大綱』附録4。  
いずれも宗家文書。①②は長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵。③は国立国会図書館所蔵。

する製造・販売業の特徴を示している。これに対し中段の物品請負は、かなり激しく変化している。このうち●印を付した品目は、②③の時期に共通してみられるもので、この両時期の請負物品にはある程度の継続性が認められる。これと逆に、①②の時期に共通する品目は皆無である。先述した請負人と同様、天和期と元禄期では請け負う物品の内容がまったく異なっており、物資の面でも不連続性を指摘することができ。下段の館内サービスは、③宝永期ごろから盛んになる業種である。これは物品請負ではなく、倭館に居住して館内の施設管理・修繕にあたる請負屋<sup>(7)</sup>で、十八世紀になるとこの業種が多く民間委託されていく傾向にあったことが分かる。

天和期から元禄期にかけて請負種目が大きく変化するなかで、特に注目されるのが公木の請負である。公木とは朝鮮産の上質木綿のことで、朝鮮では銭や米とともに貨幣の代用とされるため「価木」とも称す。対馬藩は公木を官営貿易の対価として輸入しており、年間の定額は一一三四束余である<sup>(8)</sup>。表4に示したように、天和三年(二六八二)この公木が三件ほどの請負業に委託されており、その内訳はつぎのようなものである<sup>(9)</sup>。

公木五〇束請負……木寺儀左衛門・梶山平左衛門・

木寺儀兵衛

月 日

公木四二束請負……白水甚左衛門・棧原僧左衛門

諸岡介左衛門 印

公木二〇束請負……棧原惣兵衛

齋藤与七右衛門 印

公木は合計すると一一二束になり、これは藩が入手できる年間輸入額の一〇％に相当している。

井手勘兵衛 殿

江嶋奥右衛門殿

右願之通被仰付之旨、町奉行へ申渡ス

天和期にこれ程大量の公木が請負人に委託されていたにもかかわらず、元禄期になると公木は請負品のリストから消える。では元禄期の倭館請負屋は、公木をまったく扱わないのかというところではない。つぎの史料は、元禄元年（一六八八）町奉行へ提出された三俵請負屋の請願書<sup>10</sup>であるが、公木は請負品ではなく藩から借用する「元方銀」という形で扱われている。

一、生鴨五百七拾羽

一、大干鱈三百枚

右之通相調、為御運上毎年我々方より差上可申候、

依之朝鮮渡海仕候大船壹艘付白米三俵ツ、御免被仰

付可被下候、右元方銀之儀者、朝鮮表二而御公木之

内拾束ツ、毎歳壹ヶ年延二拝借被仰付被下候ハ、

於御当地御公木御払被遊候直段並二仕上納可申上候、

願之通御吟味被仰付候ハ札式枚御許被遊可被下候、

以上、

書面の差出人（諸岡介左衛門・齋藤与七右衛門）が請負人で、大船一艘につき白米（朝鮮米）三俵の請負と渡航札二枚を請願し、運上銀がわりに生鴨と干鱈（いずれも朝鮮産）を藩へ上納するというのが請負内容である。公木に関する記述は、史料の傍線部分にみられる。要約すると、（白米の）「元方銀」として公木一〇束を朝鮮表（倭館）で借用し、代価は一年後に倭館相場（輸出価格）で上納するとある。「元方」とは「本方」とも書き、請負品入手のための対価となる物資のことで、したがってこの場合の公木は請負品ではなく元手（資本）として用いられていることが分かる。元方については次章で触れるが、元禄期倭館請負屋のうち公木を元方とするのは、三俵請負以外に紺屋・繰綿子・鴨・新三俵の各請負屋で、合計して五九束の公木を藩から借用している（後出表5参照）



公木を請負品にできなくなった理由は、藩がこれを私貿易（御商売）の輸出品に廻し始めたためである。すなわち貞享三年（一六八六）閏三月二日、藩は公木請負屋に対してつぎのような指示を行っている<sup>(11)</sup>。

公木請負之者御為ニ罷成ニ付而、為御褒美白米貳百俵被成下候、向後公木之儀御商売被仰付候事、

公木請負人はお為になった（利益をあげた）ので、褒美として白米二〇〇俵を支給し、これ以降公木は「御商売」で扱うことにする、とある。私貿易による公木輸出が貞享三年（一六八六）に始まることは藩の帳簿からも確認できる<sup>(12)</sup>ところで、これは公木の請払に対する商売掛の役割が増大していく時期とも符合する<sup>(13)</sup>。

公木の事例からも伺えるように、藩は要請にしたがって請負屋に御免物貿易の権利を与えるが、いっぽうで彼らが倭館市場でどれだけ利益をあげるかに重大な関心を寄せていた。もちろん輸出入品の国内市場の動き、特に価格の動きに細心の注意を払っていたことはいうまでもない。たとえば元禄一〇年（一六九七）請負屋が真吹銅輸出の御免を願ったところ、これを不許可と判断した藩の回答書につき<sup>(14)</sup>のようである。

右真吹銅之儀、御商売用二頃日朝鮮へ御元方役より

差渡候二付、直段如何様共相極り不申候故御損徳難<sup>(ママ)</sup>  
積候由、御元方役より申出ル

真吹銅は御商売の品に指定されたことから近日元方役（商売掛）が朝鮮へ輸出する予定であるとし、さらに元方役の申し出として調達価格が未定のため損得の見積りが困難な状況にあるという内情を明かしている。請負屋が国内で真吹銅確保に乗り出したりすれば価格が上昇する恐れもあり、藩としてはそうした競合関係をできるだけ回避したい意図があったものと考えられる。

このように藩は公木に限らず、御免物が倭館市場にとって大きな利潤を生むと判断すると、ただちに私貿易専売品に指定して請負屋扱いを中止する方策をとっていた。前出した表4でみると、天和期に請負品に認可されながら、元禄期に私貿易専売品となり請負屋扱いから除外された物資は、公木・銀・鍮鈿・丹木・狐皮・狸皮・大紋無の七品目に及ぶ。天和期から元禄期にかけてみられる請負物品の大きな変化は、商売掛を中軸にすえた藩の私貿易政策の結果によるものと考えることができる。

註

(一) ちなみに宗家文書『(国元・表) 毎日記』寛文八年(一六六八)十一月四日条に、「釜山於倭館、糶屋仕候塩

鶴伊右衛門・飯束伝左衛門儀、上下六人ニ先手被仰付之由」とあり、すでに古倭館(豆毛浦倭館)時代から塩鶴と飯束(元禄期に酒屋)の組み合わせで糶屋が営業されている。

(2) 宗家文書(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、記録類Ⅱ、町奉行―A)。

(3) 宗家文書(韓国国史編纂委員会所蔵、記録類5477番)。

(4) 例えば、対馬府中への入港記録に「細物請内荷五拾六箇」(宗家文書『(国元・表) 毎日記』貞享二年十月二十三日条、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)などと記載されている。

(5) 朝鮮薬材の産地、日本への輸入、長崎貿易における薬種輸入の影響などについては、田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』(慶應義塾大学出版会、一九九九年)二四頁、三〇～三五頁、二五二～二五四頁を参照。

(6) 宗家文書『(支配方) 日記』元禄十六年十二月一日条(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。

(7) 僉官屋(使節宿所) 専門の家屋管理人(僉官屋守)は、すでにかなり以前からみられる。例えば新倭館落成直前にあたる延宝六年(一六七八)二月六日の記録(宗家文書『(国元・表) 毎日記』)に次のようにある。

朝鮮新館僉官屋之屋守・紙すき・乾物屋望候者共町奉行以申聞候ハ、於新館居屋敷見合ニ申付候様と申付、館守并新館普請奉行佐治左衛門方へ申遣見合申付候様ニと申渡、木屋掛之儀ハ彼者共方より仕候由申出、

元禄期倭館請負屋と御免物貿易

(8) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年)一五〇頁。

(9) 宗家文書『(国元・表) 毎日記』天和三年三月九日条(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。

(10) 宗家文書『朝鮮江被召仕候役々』貞享五年五月二十八日条(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、記録類Ⅲ、朝鮮関係B―5)。

(11) 宗家文書『諸運上・諸請負・諸商売・銭相場』貞享三年閏三月二日条(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、記録類Ⅲ、勘定関係C―1)。

(12) 商売掛による公木輸出货量は次の通りで、本格的になるのは元禄元年以降である。

貞享元年……四〇束  
貞享二年……〇  
貞享三年……四二七束  
元禄元年……四二七束  
元禄二年……八七八束  
元禄三年……五五六束(下略)

宗家文書『御商売御利潤并御銀鉄物渡并御代物朝鮮より出高積立之覚書』(国立国会図書館所蔵)。

(13) 前掲註(8)田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』二七六頁。

(14) 宗家文書『(支配方) 毎日記』元禄十一年六月十六日条(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。真吹銅はかつて「銀氣」(銀含有)があるという理由で御免物の指定を受けることができなかつた。しかし調べてみると真吹銅に銀気はなく、幕府公認のもと長崎港での唐船積出も確認されたので再度、御免物の指定を請願したものである。このときの請負人(橋辺一郎兵衛・大東清右衛門)の請

願書に、次のようにある。

一、真吹銅之儀、先年願書差上候処ニ、銀氣有之之物之由ニ而不被為仰付候、其後承合候得共銀氣無御座候ニ付、長崎表より唐口江茂渡候由承知仕候、自分より差渡商売仕義御免被遊候者、一兩年試仕候て幾々御為ニも罷成ル儀御座候者御案内可申上候、依之御利潤之積左ニ書載仕差上申候、自然御為ニも宜敷被思召上願之通被為仰付候……（下略）

#### 四、元方について

御免物貿易の内容は個々の請負屋ごとに異なり、一律に論じることのできない複雑な形態をとっている。しかし各請負屋に共通する「元方」に注目し、ここから御免物貿易を分析すると、仕組み自体を容易に理解することができる。そこで個々の御免物貿易を検討する前に、元方について少し詳しく触れておきたい。

まず元方を理解するにあたって留意しなければならぬのは、藩営の私貿易であろうと個人的な御免物貿易であろうと、倭館市場は基本的にバーター取引（物々交換）であったということである。このため開市で輸入品を入手するには、対価（輸出品）となるべき商品が必要

とされる。これが対馬でいう「元方」であり、開市で最も価値ある輸出品（銀）は、元手を意味する「元方銀」とも称される。ただし中国産品（白糸・絹織物）や朝鮮人参といった価値ある商品を手に入れたければ、日本側から対価（銀や銅）を先渡しするのが原則で、輸入品はその数ヶ月後に分割して倭館へ納入される仕組みである。こうした取引形態を朝鮮では「被執<sup>1)</sup>」と称し、前納銀を「被執銀」、すなわち日本側でいう「元方銀」がこれにあたる。

日本からの輸出銀は、藩の私貿易品の大半を占めている。このため御免物貿易での銀取引は厳禁されているように考えられるが、実はかなり長い期間、請負屋は開市へ銀を持ち込むことを容認されていた。たとえば、天和三年（一六八三）請負屋が出した請願書に、銀持込について次のような記事がある。<sup>2)</sup>

1一、唐絵四幅差上候代十五貫目、壱ヶ年二七貫五百匁宛式年二売上可申候間、御銀割之節兩年二御仕切被下候様ニと諸岡勝左衛門願之書物之事、

2一、於朝鮮年々売込銀六貫目、為其代公木二十束被仰付候者、鴨五百羽、中篷五百帖差上、其上僉官宴席之節歩之羽織百、小早之幕等仕直シ可差上旨、棧原

惣兵衛願之書物一通、

3 於朝鮮表、市賄銀・辻御番所御用之油・船出入之時御用蠟燭、手前より可差上候、御免被遊候者御運上可差上と願之書物一通、右之通町奉行江差上ル、

史料1は、唐絵代銀一五貫目を、「銀割」(輸出銀を朝鮮商人へ割り振ること)に処するよう要望したもの、2は公木二〇束請負のため「売込銀(元方銀)六貫目」の認可にかかわるもの(鴨以下は運上)、3は市賄銀(開市で使用する銀)や油などの請負に関するもので、いずれも御免物貿易で開市へ銀を持込んでいたこと、とりわけ請負屋が銀割にまで介入していた事実を裏づけている。このように現状としては請負屋による倭館市場への銀持込は慣例化していたが、これが貞享四年(一六八八)になって大幅に規制されることになった。<sup>(3)</sup>

貞享四丁卯 五月十八日

覚

一、蜜蠟 鴨 布衣 晒木綿 やけんそ 葉あひ

木綿 芋 おこ

右願ニよつて朝鮮へ元方銀差渡、請負被仰付置候へ共、向後被差留候、乍然本方代物を以請負仕候ハ、可被指免之間、望様ニ可被申付事、

元禄期倭館請負屋と御免物貿易

(以下略)

このころの請負屋は、蜜蠟以下九品目の対価に元方銀を充てていたことが分かる。右史料に「本方代物を以請負仕候ハ、可被指免」とあり、今後は銀以外の代物(しろもの)を元方とするように指示がなされた。

令達を受けた請負屋は、間もなく元方銀にかわる代物の種類と数量を藩へ届け出るようになった。同年九月鴨請負屋が提出した覚書に、つぎのようにある。<sup>(4)</sup>

乍恐口上覚

一、鴨請負元方銀之義、日本代物を以願上候様ニ先頃被仰付難有奉存候、

一、鴨調元方之義、毎年朝鮮表にて公木拾束御売被下候ハ、代銀ハ於御当地上納可仕候直段並ニして翌年二月中ニ可差上候、木綿被仰付候月より銀上納之月迄壹ヶ月ニ一歩宛之利足相加へ上納可申上候事、

一、御用鴨并在館中用夏鴨之義、其外入運上船賃之義ハ以前之通ニ被為仰付可被下之御事、

(中略)

貞享四年丁卯九月十九日 棧原惣兵衛 印

龍井重左衛門 印

田原 善藏 印

一九(一九)

江嶋奥右衛門殿

井手勘兵衛 殿

ここで「鴨調元方」に選ばれたのが、公木である。毎年公木一〇束を藩から借用し、代価は対馬相場で翌年二月までに上納することとされている。重要なことは、公木を借用した時点から代銀上納まで「壹ヶ月二歩宛之利足相加」、すなわち月一步の割で利子を藩へ支払うことを約束している点である。請負屋は藩から元方を無利子で供与されたのではなく、両者の間に利子を見込んだ貸借関係が成立していたことを明らかにしている。

『諸請負御免控』によるとこの鴨請負に引き続き、翌元禄元年（一六八九）繰綿子請負（公木一〇束）・紺屋請負（公木一二束）・三俵請負（公木一〇束）、さらに元禄二年に新三俵請負（公木七束）が、それぞれ元方に公木を選んでい。返済条件をみると、上納時期が借用から一年後とされ、代価も繰綿子請負と紺屋は公木一束（5）銀四〇〇匁、つまり倭館相場（一束（5）五六〇匁）に比してかなり安く設定されている。その後、三俵請負の公木代価は「御国之御売払直段ヲ並シ」、あるいは新三俵請負は「御国御商売方ニて入札直段」などと藩内での入札価格を基準に算定されることになり、現物は官営貿易の

経理を担当する代官方から支給される方式がとられることになった。

いっぽう、元方に銅・鐵・鍮鈿・丹木・胡椒といった商売掛の管轄する「御商売物」を宛てた請負屋は、公木よりも厳しい条件をつけられている。事例として、元禄元年（一六八九）認可された於胡（海草類）請負の元方をみてみよう。<sup>(6)</sup>

戊辰年

一、おご百斤ニ付御運上銀七匁宛於御国二季上納

右為元方銅六拾丸・鍮鈿貳拾丸宛、毎歲於朝鮮朝鮮人御売直ニして御売渡シ、代銀ハ御国御商売掛方へ

上納、但前年之おご出方ニ応シ翌年前借ニ仕置候、

ここでは元方として、銅三〇〇斤（一九（5）五〇斤）と鍮鈿一〇〇斤を商売掛から借用している。ただしこの数量は初年度のみで、公木のように毎年定量を借用できたわけではない。「前年之おご出方ニ応シ」とあるように、翌年以降は於胡の輸入実績に基づいて支給されている。注目されるのが銅と鍮鈿の代銀返済方法で、「朝鮮人御売直ニして御売渡シ、代銀ハ御国御商売掛方へ上納」とあり、国内の調達価格（原価）よりも高い倭館相場（輸出価格）で商売掛へ上納することが条件とされて

いる。商売掛の収益を損なうことなく、むしろ御商売物を最大の輸出品である現銀にかえて徴収できることから、この方式のほうが藩側に大きなメリットをもたらしたに違いない。

では元方とされる公木や御商売物は、いつ頃から藩からの借用に限定されたのだろうか。まず公木についてみると、例えば天和三年（一六八三）請負屋白水甚左衛門と棧原僧左衛門が提出した申請書に次のようにある。<sup>(7)</sup>

公木四十二束前借被仰付候者荒物調可差上候、并三生五千端被差免候ハ、運上銀七貫五百目可差上……

公木四二束を「前借」して元方とし、対価に入手した輸入品のなかから荒物を運上代わりに上納する、といった内容である。公木が官営貿易の輸入定品のため、請負屋は藩の借用に依存するしか入手の方法がなかったためとみられる。しかし公木と異なり、御商売物は国内の調達品であることから原価で入手することができ、高い輸出価格で藩から借用しようという請負屋はいなかったと考えられる。右と同じ天和三年、請負屋長曾根久兵衛と井手市左衛門が提出した申請書に、<sup>(8)</sup>

於朝鮮表御商売之鑰鈕売払之儀、我々被仰付候者御

運上可差上……

とある。これは御商売物の鑰鈕を借用するどころか、むしろ藩の私貿易業務に請負屋が介入していたことを示す興味深い記事である。

御商売物が借用に限定された年代は不明だが、商売掛が組織され活動が本格的になる貞享期（一六八〇年代後半）からではないかと考えられる。次章表5に明らかかなように、元禄六年（一六九三）の時点で御商売物は総て借用に限られており、この年までには常態化していたことは確実である。<sup>(9)</sup>このようにみていくと、請負屋の御免物貿易は元方銀を代物に振り替えられた頃（貞享四年）から、藩の規制を強く受けるようになったと考えられる。先述した鴨請負屋にみられるように、借用した元方代価は期限を決めて利子付で藩へ上納する義務があった。これは開市市場における価格の統制や調達業務の一元化にとどまらず、元方を基軸にすえた一種の「貸付制度」が藩と請負屋との間で成立していたことを明らかにしている。

註

(1) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社一九八一年）二四二頁。

(2) 宗家文書『(国元・表) 毎日記』三月九日条、三月十

五日条(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。

(3) 宗家文書『諸運上・諸請負・諸商売・錢相場』貞享四年五月十八日条(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、記録類Ⅲ、勘定関係C-1)。

(4) 宗家文書『(国元・表) 毎日記』十月六日条(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。

(5) 宗家文書『御商売御利潤并御銀鉄物渡并御代物朝鮮より出高積立之覚書』(国立国会図書館所蔵)。

(6) 宗家文書『諸請負御免控』(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。

(7) 前掲註(4)『(国元・表) 毎日記』天和三年三月九日条。

(8) 前掲註(4)『(国元・表) 毎日記』天和三年三月十五日条。

(9) ただし元禄六年(二六九三)以降も、御商売物を自力調達して倭館へ持ち込もうとする商人が続出している。

例えば元禄十一年(一六九七)四月、六十人商人橋辺一郎兵衛と大束清右衛門の両名は、つぎのような内容の御免物貿易を申請し、結果的に不許可に終わっている。

一、巷ヶ年二真吹銅四百丸(二万斤)・鐵八拾丸(四千斤)宛朝鮮へ差渡、其価二尾人參三百斤、ひかきさや二千五百端宛毎歳御国渡仕儀御免被遊可被下候御事、(宗家文書『(支配方) 毎日記』元禄十一年六月十六日条、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)

ここで元方に指定された真吹銅・鐵、および輸入品の尾人參・ひかきさや(菱垣紗綾)は、いずれも藩の私貿易専売品(御商売物)である。御商売物の借用限定が令達

など法によって規制されたのではなく、藩へ提出された申請内容を吟味されて、徐々に切り換えられていったことが分かる。

## 五、御免物貿易の内容

前章で触れたように、御免物貿易の要は元方にあり、その種類と数量が明らかになれば、請負屋の規模をある程度把握することが可能となる。そこで以下、各請負屋の詳細を、元方の種類別(①公木・②御商売物・③その他)に分け、そこから複雑な御免物貿易の取引内容を見ていくことにする。

はじめに表5①公木・②御商売物から検討してみる。この①②でまず確認できることは、元方とされる公木・御商売物ともに数値の後に総て「借」とあり、この二種に限り藩の元方貸付制が定着していたことを裏づけている。元禄期請負屋二二件中、八割近い一七件が表5①・②に含まれていることからみて、この方式が当時の御免物貿易の主流を占めていたことは確実である。ただしその内訳をみると、公木(五件)よりも御商売物(一二件)の件数が倍以上を占めている。先述したように藩側

表5 元方別にみた請負屋の御免物貿易

①公木 公木1束=銀560匁

| 請負屋名    | 元方               | 元方銀額                | 扱品目<br>(元方と運上品を除く)      | 運上                             |
|---------|------------------|---------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 繰綿子     | 公木20束(借)         | 11貫200匁             | 繰綿子                     | 繰綿子100斤ニ付銀15匁<br>(船賃10匁)       |
| 紺屋      | 公木12束(借)         | 6貫720匁              | 染物                      | 染物100反ニ付銀25匁<br>水夫着物100反分染めて上納 |
| 鴨       | 公木10束(借)         | 5貫600匁              | 生鴨・塩鴨(代官方へ売、<br>1羽=銀1匁) | 1羽ニ付銀0.215匁<br>(船賃0.1匁)        |
| 三俵(白米)  | 公木10束(借)         | 5貫600匁              | 白米(大船1艘毎に3俵)            | 生鴨570羽・大干鱈300枚                 |
| 新三俵(白米) | 公木7束(借)          | 3貫920匁              | 白米(大船1艘毎に3俵)            | 魚油1.5石・中篷300枚・干<br>鱈350枚       |
| 合計      | 公木59束<br>(平均11束) | 33貫040匁<br>(6貫608匁) |                         |                                |

元禄期倭館請負屋と御免物貿易

にとつては御商売物を貸付けたほうが有利で、おそらくそれが許認可数に反映されたものとみられる。このことに加えて、私貿易における公木の再輸出額が元禄元年(一六八九)以降飛躍的に延びている(第三章註12参照)ことから、御免物貿易のほうへ廻す余裕が無くなってきたことも理由のひとつと考えられる。

さらに表5から、御免物貿易の仕組みを読み取ることができる。まず、ほとんどの請負屋は元方を御免物貿易の元手とし、認可された御免物を倭館で入手して対馬藩内さらには国内市場へ運び、販売利益から元方貸付銀と規定の運上銀を藩へ上納する方式をとっている。このほか運上に銀以外の物納を約束した請負屋は、御免物以外の品も倭館で入手しなければならない。表5①をみると紺屋の水夫着物、三俵請負の生鴨・大干鱈、新三俵請負の魚油・中篷<sup>とま</sup>・干鱈、表5②では紬截合請負の日本桃田紙・朝鮮桃田紙などがこれである。請負屋は、単に元方と御免物品を交換していただけではなく、運上品という形でさらに多くの物資の集荷・運送にかかわっていたことが分かる。

御免物貿易のなかで、最も複雑な仕組みをとっていたのが細物請負屋<sup>①</sup>である。表5②細物請負の項目に注目す



②銅など御商売物 銅=170匁 鐵=530匁 鍮鈔=300匁 丹木=133匁 胡椒=250匁(いずれも100斤につき)  
元方銀額のうち初=初年度のみ。

| 請負屋名           | 元 方  | 元方銀額                                 | 扱 品 目<br>(元方と運上品を除く)                       | 運 上  |
|----------------|--|--------------------------------------|--|--|
| 細物             | 銅2500斤・鐵2000斤・鍮鈔2500斤・丹木500斤・胡椒500斤(借 代価は糸・反物で返納)            | 24貫265匁                              | 細物(50貫目分は商売掛へ)<br>公木(送使遣用細物代)・<br>糸・黄糸・真綿子 | 細物買元10貫目ニ付銀500匁<br>公木1束ニ付銀25匁、糸1<br>疋ニ付銀5.2匁<br>煎糸1疋ニ付銀3匁、黄糸<br>1斤ニ付銀5匁、真綿子1<br>斤ニ付銀2.7匁 |
| 薬種             | 銅2500斤・鐵2500斤(借)   | 17貫500匁                              | 附子・甘草など薬種36種                               | 薬種ごとに(表3参照)  |
| 白麦・大豆          | 1500俵の代物銀15貫目分の<br>銅・鐵・鍮鈔(借)。翌年以<br>降前年出高に応じて(1俵<br>ニ付銀12匁替) | 初15貫000匁                             | 白麦・大豆                                      | 麦・大豆1俵ニ付銀7匁  |
| 於胡             | 銅3000斤・鐵1000斤(借)。<br>翌年以降前年度出高に応じて                           | 初10貫400匁                             | 於胡   | 於胡100斤ニ付銀7匁(二季<br>上納)  |
| 胡麻             | 銅3500斤(借)。翌年以降前<br>年出高に応じて                                   | 初5貫950匁                              | 胡麻   | 胡麻1俵ニ付銀8匁  |
| 價布指帆           | 銅2850斤(借)。翌年以降<br>銅・鐵を前年出高に応じて<br>(指帆1疋ニ付銀7匁替)               | 初4貫845匁                              | 價布指帆                                       | 指帆1疋ニ付銀20匁(二季上<br>納)   |
| 黄楊木            | 銅2000斤・鍮鈔350斤(借)。<br>翌年以降前年出高に応じて<br>(黄楊木100斤ニ付銀20匁替)        | 初4貫450匁                              | 黄楊木  | 黄楊木100斤ニ付銀5匁   |
| 紬截合            | 銅1500斤(借)。翌年以降前<br>年出高に応じて(紬截合1<br>疋ニ付銀17匁替)                 | 初2貫550匁                              | 紬截合  | 日本桃田紙50束・朝鮮桃田<br>紙10束・紬截合1疋ニ付銀<br>4匁   |
| 木綿すこり          | 銅1000斤(借)。翌年以降<br>銅・鐵を前年出高に応じて<br>(木綿すこり100斤ニ付銀<br>255匁替)    | 初1貫700匁                              | 木綿すこり                                      | すこり100斤ニ付銀35匁<br>(二季上納)  |
| 鯉節             | 銅600斤、鐵150斤(借)。翌<br>年以降前年出高に応じて                              | 初1貫815匁                              | 鯉節   | 鯉節100斤ニ付銀7匁  |
| 蜜蠟             | 銅・鐵・鍮鈔を(蜜蠟1斤<br>ニ付銀4.2匁替)出高に<br>じて(借)                        | ?                                    | 蜜蠟   | 蜜蠟100斤ニ付銀12匁<br>(船賃100斤ニ付60匁)  |
| 馬箸             | 銅・鐵・鍮鈔・丹木・胡椒<br>を出高に応じて(借)                                   | ?                                    | 馬箸   | 馬箸10個ニ付銀3匁   |
| 合 計<br>(判明分のみ) | 銅 19450斤 鐵 5650斤<br>鍮鈔 2850斤 丹木 500斤<br>胡椒 500斤              | 88貫475匁<br>薬種以下9件平均 7貫134匁<br>(本文参照) |  |  |

ると、元方にあてる御商売物の代価返納法が他の請負屋と異なり、現銀ではなく糸・反物（私貿易専売品）とされている。これは細物請負屋が、商売掛の下で私貿易業務の一端を担っていたことを物語っている。御免物の細物は日本産品で、多種多様な細物類（第三章参照）を倭館へ運び、住民の日用品や役人間の贈答品、あるいは御免物貿易の輸出品として用いられる。このうち送使方へ納める細物（多くが贈答用、数量不明）の代価は公木で支払われ、請負屋はこの公木を日本国内へ持ち帰って販売し、規定された公木の運上銀を藩へ納める。商売掛へ納める細物（私貿易用）は銀五〇貫目を限度とされ、代価は上方において現銀で支払われ、これも規定の運上銀を納める。

細物請負屋の御免物貿易は、こうした倭館の日本人を対象とした商売の上になり立っている。すなわち倭館での販売残りの細物（数量不明）と藩から借用した御商売物（銅・鐵などの元方）を開市へ持込み、代わりに入手した糸や反物（元禄期の場合黄糸・紬・真綿子）の一部を元方代価として藩へ返納し、残りを日本国内で販売してここでも規定の運上銀を納める。元方から算出される元方銀額（後述）は合計二四貫二六五匁で、これに開

市へ持ち込まれる細物の輸出額が加わることになる。通常、元禄期請負屋による御免物貿易の規模は五〜六貫目くらいと推定（後述）されることから、細物請負屋の規模がいかに大きいか、もちろん請負屋仲間では最大であったことは明かである。

つぎに、表5③その他の請負屋について検討してみよう。ここに分類した請負屋は、元方を借用せずに自ら倭館へ持ち込むことを許可された請負屋（三件）と、元方の設定がないもの（二件）である。自分持込を許可された請負屋のうち、一件（米結繩請負屋）はその頃禁じられた現銀を倭館へ持ち込むことが許可されており、元禄期においてもこうした請負屋が存在していたことは注目値する。米結繩請負屋（服部仁兵衛<sup>(2)</sup>）による御免物貿易の仕組みは、元方として現銀三貫目を倭館へ持ち込み、繩（輸入白米の俵装用）を一束につき銀八分（繩三七五〇束分）で朝鮮商人から購入する。これを倭館代官方に現銀で買い上げてもらい、銀は次年度の繩の購入代とする他、利益銀で公木を入手して国内販売することを認可されている。このため運上銀は、公木の国内販売で算出されており、一正につき二匁五分<sup>(3)</sup>の上納となっている。倭館で入手した公木を御免物貿易ではなく、国内市場へ

③その他 元方銀額のうち初=初年度のみ。

| 請負屋名    | 元 方             | 元方銀額    | 扱 品 目<br>(元方と運上品を除く) | 運 上                          |
|---------|-----------------|---------|----------------------|------------------------------|
| 米結縄     | 銀3貫目。翌年以降出高に応じて | 初3貫000匁 | 縄(代官方へ売) 公木          | 公木1疋ニ付銀2.5匁<br>(1束=125匁)     |
| 牛角      | 菓子の類            | ?       | 牛角                   | 牛角5000本ニ付銀400目               |
| 木綿子実・しき | 白粉・写し紅          | ?       | 木綿子実・しき              | 木綿子実100斤ニ付銀7匁<br>しき100斤ニ付銀8匁 |
| 糝屋      | なし              | —       | 糝                    | 銀215匁                        |
| 酒屋      | なし              | —       | 酒                    | 銀430匁                        |

出典：宗家文書『諸請負御免控』（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）。

価格は宗家文書『御商売御利潤并御銀鉄物渡并御代物朝鮮より出高積立之覚書』（国立国会図書館所蔵）より。

廻す方法は、先述した細物請負屋と同じである。

また牛角請負屋は「菓子の類」、木綿子実・しき請負屋は「白麦・写し紅」を、それぞれ自分で調達して御免物貿易の元方にあてている。ところで木綿子実・しき請負屋が認可された元禄二年（一六八九）の記録に、次のようにある。<sup>(4)</sup>

間永仁左衛門

長曾根茂左衛門

一、白麦百斤ニ付、御運上銀六拾匁

一、うつしへん 小天目拾束ニ付、御運上銀七匁

右朝鮮へ差渡候儀御許被成下候ハ、彼地より木わたさね并しき調相渡可申、木わたさね百斤ニ付御運上銀七匁、しき百斤ニ付御運上銀八匁ツ、指上可申段願出、願之通被仰付旨町奉行を以申渡、

右の史料によると運上は輸入品だけでなく、持ち込んだ元方のほうにも別途かけられていたことが分かる。先述した細物請負屋が、倭館の役所へ納める細物や日本で販売する公木・糸・反物など、様々な場面で運上をかけられているように、おそらく藩は倭館・対馬・日本国内などいずれの地域においても、物品を販売する場合は可能なかぎりの運上をかけていたものとみられる。表5①

②③の運上の項目は上納銀の割合のみで実数は不明であるが、御免物貿易全体を考えると、請負屋から毎年徴収される運上額は相当な金額にのぼっていたと想定される。

最後に元方の種類と数量から、御免物貿易の規模を検討してみた。表5①②③に、「元方銀額」という項目がある。これは個々の請負屋に許可された元方を、総て倭館市場へ持ち込むとどのくらいの額になるか、品目ごとに倭館相場（輸出価格）から算出したものである。まず表5①公木からみると、最も大量の公木を借用する綿子請負屋で銀一一貫二〇〇匁、少量の新三俵請負屋で三貫九二〇匁で、三倍ほどのひらきがある。一件あたりの平均は六貫六〇八匁である。

表5②御商売物のほうは少し複雑で、二点ほど問題がある。一つは、最大の御免物貿易を展開する細物請負屋の規模が不明な点である。先述したように、細物請負屋は元方銀額の二四貫二六五匁に、細物の輸出売上額（数量不明）を加算しなければならない。その総額はかなりの額に達したと考えられるが、御商売掛の下請けという役割からみて、これを一般的な御免物貿易の範疇の中で比較対象するには疑問が残る。二つめの問題は、初年度のみの数値で、翌年以降御免物の輸入実績によって増減

する請負屋が八件もあることである。ただしこれはその請負屋の貿易規模を想定して設定された額であることから利用可能な数値と考えられる。

そこでここでは一般的な請負屋の規模を考察するという視点にたち、突出している細物請負屋を除外し、むしろ葉種以下判明する九件の元方銀額を対象にすることにした。表5②の最大は葉種請負屋で一七貫五〇〇目、最少は木綿すこり請負屋で一貫七〇〇目である。ここでも相当な開きが確認されるが、一件あたりの平均値をとると七貫一三四匁となる。表5③その他の判明分は、現銀を持ち込んだ米結繩請負の三貫目のみである。そこでさらに表5①②③全体の平均値をとると、五貫五八〇匁になる。おそらく五貫目から六貫目の間、これが元禄期請負屋の平均的な貿易規模と結論してよいのではないだろうか。

#### 註

(1) 細物請負屋は御免物貿易の仕組みが複雑で、また請負内容も多岐に亘るため、ここでは概要のみを述べるにとどめ、詳細は別稿で検討したい。

(2) 服部氏は古六十人商人の家柄で、近世初頭の代官創設時から歴代にわたり倭館代官役を務め、長崎貿易における糸割符分国系の配分も服部氏の担当とされている。元

禄期に服部仁兵衛のみ現銀の持込が許可されていた理由はよく分らないが、代官の重要な任務のひとつに公作米の俵詰め作業があることから、代官職に付随した特権を服部氏が継承していたとも解される。天和三年(一六八三)商人から藩への献金目録に、「繩五百束服部仁兵衛」とあり、倭館納入分の一部を献金代わりに上納したことが分かる(宗家文書『町人江年寄中より墨附之控』長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、記録類Ⅲ、32町関係)。本稿表1にも明らかのように、宝永期(一七〇〇年代)も米結縄請負屋に服部仁兵衛の名があることから、十八世紀になっても例外的な現銀持込が容認されていたことになる。

(3) 朝鮮の公木は一束Ⅱ五〇疋であるため、一束あたり一・二五匁となり、運上額としては異常に高い。表5②に細物請負屋の公木運上は一束あたり二五匁とあり、これは妥当な額である。一束Ⅱ一〇疋と間違えて計算したのか、あるいは誤記か不明である。

(4) 宗家文書『諸運上・諸請負・諸商売・錢相場』元禄二年十一月二十一条(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、記録類Ⅲ、勘定関係C-1)。

## 終わりに

これまで筆者は近世日朝貿易の実態を、対馬藩の経営下にある封進・公貿易(以上、官営貿易)、私貿易(御

商売)を中心に考察を進めてきた。本稿ではこの視点をさらに拡大し、倭館渡航者個々の資本で運営される「御免物貿易」について解明しようとしたものである。ここでは特に御免物貿易を本業とする請負屋の活動に注目し、元禄六年(一六九三)藩が作成した『諸請負御免控』の分析を通して、請負屋の業種、請負人、請負物資、御免物貿易の仕組みと規模、あるいは藩の私貿易統制策との関連について考察を加えてみた。以下、本稿で明らかにできた結論を要約しておく。

まず、元禄期請負屋の特徴から指摘しておきたい。この時期の請負屋は、特定の物資を扱うものが中心で、後年多くなる倭館の施設管理に関係した業種は、まだ主流ではなかったことが分かる。ほとんどが共同出資で運営されており、パートナーの選定には同レベルの商人、あるいは姻戚関係による組み合わせが大半を占めている。人名からみて中世以来の貿易商人「六十人商人」の出自であることはいうまでもなく、かれらの存在が日朝貿易の様々な分野における人的ネットワークと連動していることをここでも指摘することができる。請負屋の規模は大小様々であるが、本稿では大体年間五貫目から六貫目位と推定した。仮に藩が二〇件の請負屋を許可すれば、

御免物貿易の総額は銀一〇〇貫目（金二〇〇〇両）から一二〇貫目（金二四〇〇両）となる。開市にこれだけ日本側の民間資本が投下され得るといふ可能性に、日朝貿易に占める御免物貿易の重要性をあらためて喚起しておきたい。

次に指摘したいことは、藩の私貿易政策との関連である。結論からいうと、貞享元年（一六八四）私貿易専管の商売掛（後の元方役）の活動開始を契機に、御免物貿易への規制が急激に強化されたことは間違いない。とくに貞享三年（一六八六）に公木を、さらに翌四年現銀の倭館持込を禁じて御商売物（銅・鐵・鋇など）を、それぞれ御免物貿易の対価（元方）用に借用を義務づけた所謂「元方貸付制」が開始され、これが元禄期に常態化していったことが確認される。このことは商売掛を中心に、私貿易輸出品の調達業務と価格統制の一元化がはかられていたことを意味している。藩は貿易商人の自由な経済活動を規制するかたわら、御免物貿易の様々な局面で生じた収益を藩庫に吸収する合理的なシステムを構築したといえよう。

ところでこの元方貸付制は、商売掛の呼称が元禄九年（一六九六）「元方代官」（通称、元方役）へ改名したこ

とと何らかの関連があると見られる。商売掛は「御商売」つまり私貿易の取引現場（開市市場）を念頭に置いた呼称だが、「元方」は輸入品の対価となる元手（つまり輸出品）を意味している。御免物貿易で請負屋へ貸付けた元方は、公木を除いてすべて商売掛へ現銀で返納する仕組みになっている。このことは商売掛の職掌が、私貿易の現場管理に加えて、輸出品の調達・輸送・元方貸付銀の回収、といった輸出品にかかわる一連の業務にも比重が置かれるようになったことを示しており、これが改名に繋がったのではないかと考えられるのである。これと対照的に、輸入品の販売は京都や大坂・江戸・長崎など現地の代官や御用商人が行うことから、元方役の関与するところではない。元方役は膨大な私貿易帳簿を残しており、上記のことをふまえた新たな視点からの問題が提起されている。

本稿では、請負屋による御免物貿易の全体像を把握することを目的としたため、請負物資の需給関係や価格・数量などといった細部にわたることはまだ明らかにしていない。とりわけ重要なことは、本文にも指摘したように最大の御免物貿易を展開した細物請負屋の活動内容である。倭館での日常生活物資から朝鮮側役人や商人らとの

間で取り交わされる様々な贈答品、あるいは賄賂までもが細物請負屋によって持ち込まれ、さらにかれらは商売掛（元方役）の管掌する私貿易業務にまで介入することを許可されていた。細物請負屋の活動は、藩の私貿易業務に連動していることから、先に指摘した元方役の帳簿の再分析と併せて、今後解明しなければならぬ重要な課題と考えられる。